

(事 務 連 絡)
令和 2 年 4 月 2 1 日

各 位

沼田市役所健康福祉部介護高齢課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて (その2)

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月15日事務連絡)において、被保険者への認定調査が困難な場合に、本市の取扱いとして、要介護(要支援)認定の有効期間を12か月まで延長できることをお伝えしたところです。

今般、利根沼田圏域において新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたことから、感染拡大防止を徹底するため、当面の間、更新申請に係るすべての被保険者の認定有効期間を最大12か月まで延長いたします。

つきましては、同事務連絡を廃止し、今後の取扱いを下記のとおりといたしますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国の取扱い方針の変更や新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、必要に応じて変更する場合がありますので、ご承知おきください。

記

1 更新申請について

要介護(要支援)認定の有効期間を12か月延長します。ただし、現在の認定有効期間が12か月未満の場合は6か月の延長とします。

令和2年5月1日以降の要介護(要支援)認定申請は通常どおり行い、別紙「要介護・要支援認定の有効期間延長同意書」を併せて提出してください。原則として、郵送による申請をお願いします。後日、新たな有効期間を記載した介護保険被保険者証を送付いたします。

ただし、被保険者の状態に変化がある等、やむをえず認定調査を希望する場合は、介護高齢課介護保険係までご連絡ください。

2 新規・区分変更申請について

入所者との面会を禁止する措置がとられている施設や病院等においては、原則として、認定調査は実施いたしません。

担当
沼田市健康福祉部介護高齢課
介護保険係 関谷
電話：0278(23)2111 内線 3147